

1 開催日時 令和4年6月10日(金) 午後2時00分開会
午後4時40分閉会

2 開催場所 中島屋グランドホテル 4階「オーキッド」の間
静岡市葵区紺屋町3-10

3 総会開会 司会：小野信一 常務理事

(1) 開会の言葉 鈴木純哉 副会長

(2) 物故者へ黙祷 物故者6名

熱海地区 守田 昌利 様、沼津地区 宮城 卓也 様、

静岡地区 白鳥 光好 様

志太地区 澤本 進 様、榛原地区 大澤 達夫 様、

浜松地区 駒井 欣一 様

(3) 会長挨拶 飯尾清三 会長

4 議事

(1) 出席者数の報告

ア 正会員の出席者数46名、書面表決提出者数611名、合計657名

イ 正会員総数1015名の過半数を超えているため、定款第18条第1項の規定により本日の定時総会は成立した。

(2) 議長の選出

定款第16条において、「総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。」と規定されている。司会者が選出方法について諮ったところ、「司会者一任」の声があり、司会者が中遠地区の金子 弘一氏を指名し、全員の承認を得た。

(3) 金子 弘一 議長 就任挨拶

(4) 議事録署名人の選任

定款第20条第2項の規定に基づく2名以上の選任について、議長に一任していただけるか諮ったところ「異議なし」の声があり、議長は中部ブロック静岡地区の中野 年浩氏、同じく静岡地区の澤本 幸伸氏の2名を選任した。

【議場締切出席者確認】

正会員の出席者数46名、書面表決提出者数611名、合計657名

(5) 議案審議及び事業報告

ア 令和3年度事業の報告

・金子議長は、執行部に説明を求めた。

・吉山真三常務理事が本会事業及びブロック事業について報告した。

・金子議長は、「令和3年度事業の報告」と「第1号議案」は関連があるので、質疑は後程一括して受けると述べた。

イ 第1号議案 令和3年度収支決算(計算書類)の承認の件

・金子議長は、執行部に説明を求めた。

・事務局長が令和3年度収支決算について説明した。

・引き続き、森下庄治監事から、5月6日に細澤啓司監事、望月廣道監事、岡本博夫監事の4名で監査した結果、(1)事業報告及び事業報告の附属明細書は、定款に従い、会の事業の運営状況を正しく示しているものと認め、(2)貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書及び財産目録は、定款に従い、会の財産及び収支の状況を正しく示しているものと認めるとの報告があった。

・金子議長は、執行部の「令和3年度事業の報告」、「第1号議案」の説明及び監事の監査報告について、質疑を求めた。

・金子議長は、質疑が無かった為「第1号議案」について、正会員は受付で渡された表決用紙に記入の上机の上に置き、これを事務局職員が回収・集計するよう指示した。

(第1号議案 事務局回収・集計)

・集計結果を事務局長が報告

出席正会員の表決総数は46名、その内賛成が46名、書面表決による賛成は605名で、賛成の合計は651名であり、過半数を超えている。

・金子議長は、ただ今の報告により、賛成が過半数を超えていることから「第1号議案は承認された」と宣言した。

ウ 令和4年度事業計画の報告

・金子議長は、執行部に説明を求めた。

・松下好宏副会長が「令和4年度事業計画」について説明した。

・金子議長は、「令和4年度事業計画」と次の「令和4年度収支予算」は関連があるので、質疑は後程一括して受けると述べた。

エ 令和4年度収支予算の報告

・金子議長は、執行部に説明を求めた。

・事務局長が、「令和4年度収支予算」について説明した。

・金子議長は、「令和4年度事業計画」と次の「令和4年度収支予算」の報告について、質疑を求めた。

・岡山晋也会員(中部ブロック静岡地区)より組織検討委員会の活動について、説明が求められた。

・松下副会長より、令和3年度は委員会を1回しか行っていないが、今後わが家事業の終了、会員の減少などの問題がある事から、課題を集め、令和4年度に検討ながら、建築士会の組織の在り方を検証していくことが説明された。

・畑禎之会員(中部ブロック榛原地区)より、士会存続には会員の減少が問題だと思われるが、若い建築士の入会、現会員の退会について何か対応をしているのか説明が求められた。

・鈴木副会長より、一昨年より会員増強及び建築士育成特別委員会で、準会員制度を設け、建築士を志望する方を対象にお試しの形で参加してもらい、建築士合格後には正会員として入会してもらえるような体制を作り令和4年度から活動を行っているとの説明があった。

・合わせて飯尾会長より、長年正会員として在籍して頂いている会員に対し、年齢を理由に退会する事にならないように、(本日の総務会の議案)名誉会員(仮称)のような制度を今後設け、会員の減少に歯止めをかけていきたい。会員の制度等について、定款の変更も検討していかなければならない為、会員の皆様の協力が必要であることが説明された。

オ 第2号議案 理事及び監事の選任の件

・金子議長は、定款第21条において、理事は15名以上20名以内、監事は3名以上5名以内、理事のうち会長1名、副会長3名、常務理事は6名以内と定められ、第22条第1項において、理事及び監事は総会の決議によって選任する規定となっていることを説明し、執行部に説明を求めた。

・若林直常務理事が、第2号議案を説明した。

・金子議長は、定款第18条第3項の規定により役員の選任は候補者毎に会員の過半数の決議が必要とされるため、表決用紙に記入の上机の上に置き、これを事務局職員が回収・集計するように指示した。